

○国土交通省令第七十号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の一部及び建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条（同法第十七条において準用する場合を含む。）、第七条第二号ハ、第二十七条の二第一項、第二十七条の十及び第二十七条の三十六並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十五条、第三十六条第一項第一号及び第二号、第三十七条第二項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)、第四十三条並びに第五十四条の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者 と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣 が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	<p>土木工事業</p> <p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理 若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とする ものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>建築工事業</p> <p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 (種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>大工工事業</p> <p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 (種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る 。)とするものに合格した者</p> <p>二 五 (略)</p>
--	--	---	--	--

改正前

	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者 と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣 が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	<p>土木工事業</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検 定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しく は二級の土木施工管理(種別を「土木」とするもの に限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>建築工事業</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検 定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 (種別を「建築」とするものに限る。)とするものに 合格した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>大工工事業</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検 定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 (種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。 。)とするものに合格した者</p> <p>二 五 (略)</p>
--	--	--	--	--

左官工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	とび・土工 工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を建設機械施工管理、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	石工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	屋根工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	電気工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p>
-------	--	--------------	--	------	--	-------	--	-------	---

左官工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	とび・土工 工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を建設機械施工、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	石工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	屋根工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	電気工事業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p>
-------	---	--------------	---	------	---	-------	---	-------	--

管工事業	<p>二〇六 (略)</p> <p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を管工事業施工管理とするものに合格した者</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。とするもの)に合格した者</p> <p>二〇三 (略)</p>	<p>鋼構造物工事業</p>	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二〇四 (略)</p>	<p>鉄筋工事業</p>	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>舗装工事業</p>	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>
------	---	------------------------	---	----------------	--	--------------	--	--------------	---

管工事業	<p>二〇六 (略)</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を管工事業施工管理とするものに合格した者</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>タイル・れんが・ブロック工事業</p>	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。とするもの)に合格した者</p> <p>二〇三 (略)</p>	<p>鋼構造物工事業</p>	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二〇四 (略)</p>	<p>鉄筋工事業</p>	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>舗装工事業</p>	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>
------	--	------------------------	--	----------------	---	--------------	---	--------------	--

しゅんせつ 工業業	二 (略)	一 法第二十七条第二項の規定による第二 ^二 次検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理又は二級の土木施工管理 (種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)	板金工業業	一 法第二十七条第二項の規定による第二 ^二 次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 (種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二 (略)	ガラス工業業	一 法第二十七条第二項の規定による第二 ^二 次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 (種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)	塗装工業業	一 法第二十七条第二項の規定による第二 ^二 次検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理 (種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理 (種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二 (略)	防水工業業	一 法第二十七条第二項の規定による第二 ^二 次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理
--------------	----------	--	-------	--	--------	---	-------	--	-------	--

しゅんせつ 工業業	二 (略)	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理又は二級の土木施工管理 (種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)	板金工業業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 (種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二 (略)	ガラス工業業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 (種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)	塗装工業業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理 (種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理 (種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二 (略)	防水工業業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理
--------------	----------	---	-------	---	--------	--	-------	---	-------	---

建具工事業	(略)	造園工事業	電気通信工事業	熱絶縁工事業	(略)	内装仕上工事業	
		一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を造園施工管理とするものに合格した者 二・三 (略)	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者 二・三 (略)	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)		一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)

建具工事業	(略)	造園工事業	電気通信工事業	熱絶縁工事業	(略)	内装仕上工事業	
		一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を造園施工管理とするものに合格した者 二・三 (略)	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者 二・三 (略)	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)		一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 二・三 (略)

	<p>検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	<p>水道施設工事業</p>	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>解体工事業</p> <p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
--	--	----------------	--	------------	---

	<p>定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二（略）</p>	<p>水道施設工事業</p>	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>解体工事業</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち 検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・三（略）</p>
--	---	----------------	---	------------	--

（検定等の指定）

第十七条の十八 令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一～三（略）

（検定等の指定）

第十七条の十八 令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一～三（略）

2 前項に規定するもののほか、令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。
(表 略)

(指定試験機関の指定)

第十七条の十九 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

(略)	建設機械	名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
	施工管理			
	建設機械	一般社団法人日本建設機械施工協会	東京都港区芝公園三丁目五番八号	昭和六十三年十月十七日
	施工管理			

(帳簿)
第十七条の二十八 (略)

2 法第二十七条の十に規定する帳簿には、施工技術検定規則(昭和三十三年建設省令第十七号)第四条第一項第六号又は第四条の二第一項第六号の規定により提出された写真を添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。
(表 略)

(指定試験機関の指定)

第十七条の十九 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

(略)	建設機械	名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
	施工			
	建設機械	一般社団法人日本建設機械施工協会	東京都港区芝公園三丁目五番八号	昭和六十三年十月十七日
	施工			

(帳簿)
第十七条の二十八 (略)

2 法第二十七条の十に規定する帳簿には、施工技術検定規則(昭和三十三年建設省令第十七号)第四条第一項第五号の規定により提出された写真を添付しなければならない。

(令第四十五条の法人)

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人 JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

(令第四十四条の法人)

第十八条 令第四十四条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人 JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。た

ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の第二項、法第二十九条の第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十四（略）

十五 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号、令第三十七条第一項第二号並びに第二項第一号ロ及び第二号ロ、令第三十八条、令第三十九条、令第四十一条第一項並びに令第四十二条第一項の規定による権限

十六 令第四十五条第二号の規定により指定すること。

十七〇二十四（略）

(別表) (二)

コープ	資格区分
(略)	(略)
建設業法	11 一級建設機械施工管理技士 (略)

だし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の第二項、法第二十九条の第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十四（略）

十五 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号並びに第二項第一号ロ(5)及び第二号ロ(3)、令第三十七条、令第三十八条、令第四十条第一項並びに令第四十一条第一項の規定による権限

十六 令第四十四条第二号の規定により指定すること。

十七〇二十四（略）

(別表) (二)

コープ	資格区分
(略)	(略)
建設業法	11 一級建設機械施工技士 (略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(別表) (四)

(別表) (四)

コード	資格区分
-----	------

コード	資格区分
-----	------

(略)	(略)
-----	-----

(略)	(略)
-----	-----

建設業法	111	一級建設機械施工管理技士
	(略)	(略)

建設業法	111	一級建設機械施工技士
	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(施工技術検定規則の一部改正)

第二条 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。

）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(試験の科目及び基準)

第一条 一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第一に、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。

2 建設業法施行令(以下「令」という。)第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。

(削る)

(令第三十六条の学科)

第二条 令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに令第三十七条第二項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学	科
建設機械施工管理	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

改正前

(試験の科目及び基準)

第一条 一級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第一に、二級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。

2 建設業法施行令(以下「令」という。)第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における学科試験及び実地試験の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。

(令第三十五条第一項ただし書の種目及び級)

第一条の二 令第三十五条第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

(令第三十六条の学科)

第二条 令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学	科
建設機械施工	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(第一次検定の受検申請)

第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一 令第三十六条第一項第一号又は第二号に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書をすることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

二 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書をすることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

三 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格したことを証する書面

四 国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

五 国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

六 (略)

2 国土交通大臣は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本

(受検申請)

第四条 技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者にあつては第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第三号から第五号までに掲げる書類を、同項第一号イ又は第二号イに該当する者にあつては第四号及び第五号に掲げる書類を、その他の者にあつては第二号から第五号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

一 令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書をすることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

二 国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号又は第二項第一号ロ(5)若しくは第二号ロ(3)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類（実務経験を証する書類を除く。）

三 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書をすることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

(新設)

四 国土交通大臣が令第三十七条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

五 (略)

2 国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする

人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十条第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。第十条第三項において同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

（削る）

（第二次検定の受検申請）

第四条の二 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類（受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者（同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。）にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類）を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若

者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。第十条第三項において同じ。）は、技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

3||

学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次回の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することとを要しない。ただし、同条第二項第一号口(1)から(5)までに該当する者及び第二号口(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

（新設）

-
- しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。
- 一 受検しようとする第二次検定と級及び種目を同じくする第一次検定に合格したことを証する書面
 - 二 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書(その証明書を
得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適
当な書類)
 - 三 国土交通大臣が令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若
しくは第二号口の規定による認定をするために必要な資料となるべ
き書類
 - 四 令第三十七条第二項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に規定
する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めた
ことを証する証明書(その証明書を
得ることができない正当な理由
があるときは、これに代わる適
当な書類)
 - 五 国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び
身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面
 - 六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の
長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真
- 2 国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人
確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の
九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対
し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。
-

(検定の免除の申請)

第五条 令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣(第一次検定又は第二次検定の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣(受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、技術検定受検申請書及びその添付書類(令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合において、これらの書類並びに技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書及びその添付書類)を審査し、受検資格(令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び検定の免除を受ける資格)があると認めたる者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(検定の合格の通知)

第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、書面でその旨を通知するものとする。

(合格証明書の交付)

第八条の二 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。

(試験の免除の申請)

第五条 令第三十八条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣(技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣(受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、技術検定受検申請書及びその添付書類(令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合において、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類)を審査し、受検資格(令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格)があると認めたる者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十八条の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(試験の合格の通知)

第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、技術検定の学科試験又は実地試験に合格した者に、書面でその旨を通知するものとする。

(合格証明書の交付)

第八条の二 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。

（第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。）

（合格証明書の再交付申請）

第十一条 法第二十七条第六項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

別表第一（第一条関係）

種目	検定	
	区分	検定科目
建設 機械 施工 管理	第一 次 検 定	土木工学
(略)		
建設機械施工法	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	検定基準
建設機械施工法	1 監理技術者補佐（法第二十六条第三項ただし書に規定する監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、建設機械の施	

（第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。）

（合格証明書の再交付申請）

第十一条 法第二十七条第四項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

別表第一（第一条関係）

種目	試験	
	区分	試験科目
建設 機械 施工	学科 試験	土木工学
(略)		
建設機械施工法	1 建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 3 建設機械による建設工事の施工の経費の積算に関する一般的な知識を有すること。	一級技術検定試験基準
建設機械施工法		

施工管理法	建設機械施工法	(略)	1 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。
			2 監理技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4 監理技術者として、建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な应用能力を有すること。
		(略)	1 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

建設機械組合せ施工法	建設機械の組合せによる建設工事の施工の監督を適確に行う能力を有すること。	(略)	1 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。
			2 監理技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4 監理技術者として、建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な应用能力を有すること。
		(略)	1 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2 ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

				土木 施工 管理	
				第一 次 検 定	
				土木工学等	建設機械組 合せ施工法
				1 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	建設機械の組合せによる建設工事の施工の監督を適確に行う能力を有すること。
			施工管理法		
				1 監理技術者補佐として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	
			法規		
					建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。
			施工管理法		
				1 監理技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、土質試験及び土木	
			第二 次 検 定		

				土木 施工 管理	
				学 科 試 験	
				土木工学等	
				1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	
			施工管理法		
				土木一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	
			法規		
					建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。
			施工管理法		
				1 土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行	
			実 地 試 験		

		建築 施工 管理	
		第一 次 検 定	
法規	施工管理 法	建築 学 等	
建設工事の施工の管理を適切に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	<p>1 監理技術者補佐として、建築一式工事の施工の管理を適切に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。</p> <p>2 監理技術者補佐として、建築一式工事の施工の管理を適切に行うために必要な応用能力を有すること。</p>	<p>1 建築一式工事の施工の管理を適切に行うために必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 建築一式工事の施工の管理を適切に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>3 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができ応用能力を有すること。</p>
		建築 施工 管理	
		学 科 試 験	
法規	施工管理 法	建築 学 等	
建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	<p>建築一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>うことができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。</p>

電気 工事 施工 管理			
第一 次 検 定	第二 次 検 定	施工 管理 法	施工 管理 法
電気工学等			
1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3 監理技術者として、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる応用能力を有すること。	1 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理	1 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。 3 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。

電気 工事 施工 管理			
学科 試験	実地 試験	施工 管理 法	施工 管理 法
電気工学等			
1 電気工事の施工に必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下「電気設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	電気工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること	1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。

管工事 施工 管理	第一 次 検 定	機械工学等	第二 次 検 定	施工 管理 法	法規	<p>、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。</p> <p>2 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。</p>
						<p>建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>1 監理技術者として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。</p> <p>2 監理技術者として、設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。</p>
		<p>1 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備（以下「設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>3 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p>				

管工事 施工 管理	学 科 試 験	機械工学等	実 地 試 験	施工 管理 法	法規	<p>。</p>
						<p>建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。</p>
		<p>1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備（以下「設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p>				

電気 通信 工事 施工 管理					
第一 次 検 定	第二 次 検 定				
電気 通信 工 学 等	施工 管理 法	法 規	施 工 管 理 法	施 工 管 理 法	
2 電気通信工事の施工の管理を適確に行 うための必要な電気通信工学、電気工学 、土木工学、機械工学及び建築学に関す る一般的な知識を有すること。	1 電気通信工事の施工の管理を適確に行 うための必要な電気通信工学、電気工学 、土木工学、機械工学及び建築学に関す る一般的な知識を有すること。	1 建設工事の施工の管理を適確に行うために 必要な法令に関する一般的な知識を有する こと。 2 監理技術者補佐として、管工事の施工 の管理を適確に行うために必要な応用能 力を有すること。	1 監理技術者として、管工事の施工の管 理を適確に行うために必要な知識を有す ること。 2 監理技術者として、設計図書で要求さ れる設備の性能を確保するために設計図 書を正確に理解し、設備の施工図を適正 に作成し、及び必要な機材の選定、配置 等を適切に行うことができる応用能力を 有すること。	1 監理技術者補佐として、管工事の施工 の管理を適確に行うために必要な施工計 画の作成方法及び工程管理、品質管理、 安全管理等工事の施工の管理方法に関す る知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、管工事の施工 の管理を適確に行うために必要な応用能 力を有すること。	を 有 す る こ と。
電気 通信 工事 施工 管理					
学 科 試 験	実 地 試 験				
電気 通信 工 学 等	施 工 管 理 法	法 規	施 工 管 理 法	施 工 管 理 法	
2 有線電気通信設備、無線電気通信設備	1 電気通信工事の施工に必要な電気通信 工学、電気工学、土木工学、機械工学及 び建築学に関する一般的な知識を有する こと。	建設工事の施工に必要な法令に関する一般 的な知識を有すること。	設計図書で要求される設備の性能を確保す るために設計図書を正確に理解し、設備の 施工図を適正に作成し、及び必要な機材の 選定、配置等を適切に行うことができる高 度の応用能力を有すること。	管工事の施工計画の作成方法及び工程管理 、品質管理、安全管理等工事の施工の管理 方法に関する一般的な知識を有すること。	

	第二 次 検 定	施工管理法	<p>1 監理技術者として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。</p> <p>2 監理技術者として、設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。</p>	法規	<p>建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。</p>	施工管理法	<p>1 監理技術者補佐として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。</p> <p>2 監理技術者補佐として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。</p>		<p>3 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>うために必要な有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備等（以下「電気通信設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。</p>
実地 試験	施工管理法	<p>設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。</p>	法規	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。</p>	施工管理法	<p>電気通信工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。</p>		<p>、放送機械設備等（以下「電気通信設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。</p>	

造園 施工 管理	第一 次検 定	土木工学等		施工管理法	法規	第二 次検 定	
1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者補佐として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。	1 監理技術者として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。			
造園 施工 管理	学科 試験	土木工学等		施工管理法	法規	実地 試験	
1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	造園工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 工事の目的物に所要の外観、強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。	1 工事の目的物に所要の外観、強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。			

		建設 機械 施工 管理		種目	別表第二(第一条関係)
				分 検 定 区	
				検 定 科 目	
(略)	舗装用建設機械	(略)	土木工学	検 定 基 準	3 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。
(略)	舗装用建設機械	(略)	土木工学	検 定 基 準	3 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。

		建設 機械 施工		種目	別表第二(第一条関係)
				分 試 験 区	
				科 目	
(略)	ほ装用建設機械	(略)	土木工学	二級技術 検 定 試 験 基 準	二級技術 検 定 試 験 基 準
(略)	ほ装用建設機械	(略)	土木工学	二級技術 検 定 試 験 基 準	二級技術 検 定 試 験 基 準

<p>モーター・グレーダー施工法</p>		<p>トラクター系建設機械施工法</p>
<p>1 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する</p>	<p>1 シヨベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 シヨベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 シヨベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 シヨベル系建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>1 トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 トラクター系建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>

<p>モーター・グレーダー施工法</p>		<p>トラクター系建設機械施工法</p>
<p>1 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する</p>	<p>1 シヨベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 シヨベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 シヨベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 シヨベル系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 トラクター系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>

<p>舗装用建設機械施工</p>	<p>締め固め建設機械施工</p>	
<p>1 舗装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 舗装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。</p> <p>3 舗装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>4 舗装用建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>1 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。</p> <p>3 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>4 締め固め建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>する概略の知識を有すること。</p> <p>3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>4 モーター・グレーダーの統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>

<p>ほ装用建設機械施工</p>	<p>締め固め建設機械施工</p>	
<p>1 ほ装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 ほ装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。</p> <p>3 ほ装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>4 ほ装用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>2 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。</p> <p>3 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>4 締め固め建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>する概略の知識を有すること。</p> <p>3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。</p> <p>4 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。</p>

第二次 検定					
設機 械操	舗装用建 設機械操	法規	施工管理 法	基礎工事 用建設機 械施工法	基礎工事 用建設機 械施工法
	1 舗装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工事用建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

実地試 験					
設機 械操	ほ装用建 設機械操	法規	法規	基礎工事 用建設機 械施工法	基礎工事 用建設機 械施工法
	1 ほ装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。		建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

	土木 施工 管理			
	第一次 検定			
施工管理	土木工学 等	作施工法	基礎工事 用建設機 械操作施 工法	施工管理 法
1 土木一式工事の施工の管理を適確に行	2 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を読みとるための知識を有すること。	2 舗装用建設機械の点検及び故障の発見 を正確に行う能力を有すること。 3 舗装用建設機械による建設工事の施工 を適確に行う能力を有すること。	1 基礎工事用建設機械の操作を正確に行 う能力を有すること。 2 基礎工事用建設機械の点検及び故障の 発見を正確に行う能力を有すること。 3 基礎工事用建設機械による建設工事の 施工を適確に行う能力を有すること。	1 主任技術者として、建設機械による建 設工事の施工の管理を適確に行うために 必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、設計図書に基づい て工事現場における施工計画を適切に作 成すること、又は施工計画に基づいて施 工方法及び手順の選定を適確に実施する ことができる応用能力を有すること。
	土木 施工 管理			
	学科試 験			
施工管理	土木工学 等	作施工法	基礎工事 用建設機 械操作施 工法	
土木一式工事の施工計画の作成方法及び工	2 設計図書を正確に読みとるための知識 を有すること。	2 ほ装用建設機械の点検及び故障の発見 を正確に行う能力を有すること。 3 ほ装用建設機械による建設工事の施工 を適確に行う能力を有すること。	1 基礎工事用建設機械の操作を正確に行 う能力を有すること。 2 基礎工事用建設機械の点検及び故障の 発見を正確に行う能力を有すること。 3 基礎工事用建設機械による建設工事の 施工を適確に行う能力を有すること。	1 土木一式工事の施工に必要な土木工学 、電気工学、電気通信工学、機械工学及 び建築学に関する概略の知識を有するこ と。

法規	薬液注入 施工管理 法	鋼構造物 塗装施工 管理法	法
建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	<p>1 土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。</p> <p>2 土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一応の応用能力を有すること。</p>	<p>1 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。</p> <p>2 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。</p>	<p>うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。</p>

法規	薬液注入 施工管理 法	鋼構造物 塗装施工 管理法	法
建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	<p>土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。</p>	<p>工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。</p>

		第二次 検定
薬液注入	鋼構造物 塗装施工 管理法	施工管理 法
1 土木一式工事のうち薬液注入に係る工	<p>1 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適切に行うために必要な知識を有すること。</p> <p>2 鋼構造物塗装に係る土木材料の特性等を正確に把握することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>3 設計図書に基づいて土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。</p>	<p>1 主任技術者として、土木一式工事の施工の管理を適切に行うために必要な知識を有すること。</p> <p>2 主任技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる応用能力を有すること。</p> <p>3 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。</p>

		実地試験
薬液注入	鋼構造物 塗装施工 管理法	施工管理 法
1 薬液注入に係る土木材料の特性等を正	<p>1 鋼構造物塗装に係る土木材料の特性等を正確に把握することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>2 設計図書に基づいて土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。</p>	<p>1 土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる一応の応用能力を有すること。</p> <p>2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる一応の応用能力を有すること。</p>

	建築 施工 管理	
	第一次 検定	
施工管理 法	建築学等	施工管理 法
<p>1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。</p> <p>2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。</p>	<p>1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。</p> <p>2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。</p>	<p>2 事の施工の管理を適確に行うために必要な一般的な知識を有すること。</p> <p>3 薬液注入に係る土木一式工事のうち、地盤の強化等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>4 設計図書に基づいて土木一式工事のうち、薬液注入に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。</p>
	建築 施工 管理	
	学科試験	
施工管理 法	建築学等	施工管理 法
<p>建築一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。</p> <p>2 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。</p>	<p>2 設計図書に基づいて土木一式工事のうち、薬液注入に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。</p> <p>3 事の施工の管理を適確に行うために必要な一般的な知識を有すること。</p> <p>4 薬液注入に係る土木一式工事のうち、地盤の強化等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。</p>

法規	第二次 検定 施工管理 法	躯体施工 管理法
建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	<ol style="list-style-type: none"> 主任技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 主任技術者として、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 主任技術者として、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる応用能力を有すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事

法規	実地試 験 施工管理 法	躯体施工 管理法
建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	<ol style="list-style-type: none"> 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。 設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる一応の応用能力を有すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。

電気 工事 施工 管理			
	第一次 検定		
	等	電気工学	仕上施工 管理法
1 電気工事の施工の管理を適切に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 電気工事の施工の管理を適切に行うために必要な電気設備に関する概略の知識を有すること。 3 電気工事の施工の管理を適切に行うために必要な設計図書を正確に読み取るための知識を有すること。	1 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。 2 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。 3 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	1 現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。 2 仕上げに係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 3 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	
電気 工事 施工 管理	学科試 験	電気工学	仕上施工 管理法
1 電気工事の施工に必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 電気設備に関する概略の知識を有すること。 3 設計図書を正確に読み取るための知識を有すること。	1 仕上げに係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	1 仕上げに係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	

管工事 施工 管理	第一次 検定 等	機械工学	第二次 検定	法規	施工管理 法	1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。	2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。
			1 主任技術者として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。			2 主任技術者として、設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	
管工事 施工 管理	学科試験 等	機械工学	実地試験	法規	施工管理 法	1 電気工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	2 電気工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。
			1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。			2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設備に関する概略の知識を有すること。	
管工事 施工 管理	学科試験 等	機械工学	実地試験	法規	施工管理 法	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。	2 設備に関する概略の知識を有すること。
			3 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。			3 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	

電気 通信 工事 施工					
第一次 検定	第二次 検定				
電気通信 工学等	施工管理 法	法規	施工管理 法		
1 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。	2 主任技術者として、設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	1 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	3 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	

電気 通信 工事 施工					
学科試験	実地試験				
電気通信 工学等	施工管理 法	法規	施工管理 法		
1 電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。	設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	管工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。		

管理			
第二次 検定			
法 施工管理	法規	法 施工管理	
<p>1 主任技術者として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。</p> <p>2 主任技術者として、設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。</p>	<p>建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>1 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。</p> <p>2 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。</p>	<p>2 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気通信設備に関する概略の知識を有すること。</p> <p>3 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。</p>
管理			
実地試 験			
法 施工管理	法規	法 施工管理	
<p>設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。</p>	<p>建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>電気通信工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。</p>	<p>2 電気通信設備に関する概略の知識を有すること。</p> <p>3 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。</p>

				造園 施工 管理
	第二次 検定	第一次 検定		
	法 施工管理	等 土木工学	法 施工管理	
	1 主任技術者として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施すること。	1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	
	実地試験	学科試験		造園 施工 管理
	法 施工管理	等 土木工学	法 施工管理	
	1 工事の目的物に所要の外観、強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる一応の応用能力を有すること。	1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	造園工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の管理方法に関する概略の知識を有すること。	

とができる応用能力を有すること。

様式第1号(イ) (規則第4条第1項)

1級 技術検定受験申請書

1級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

記載、登録したる検定試験機械施工管理の第二次検定である場合は、(受験科目)の欄に建設機械組合等施工工場のほかの検定科目を記載すること。
2. 数字は漢字数字を用い、ゼロは「0」。

履歴票

受験番号

ふりがな
氏名
本籍
現住所
勤務先

在学期間
卒業年月
卒業種別
卒業後
就職先
職歴

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

実地試験受験科目
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

様式第1号(イ) (規則第4条第1項)

履歴票

受験番号

ふりがな
氏名
本籍
現住所
勤務先

在学期間
卒業年月
卒業種別
卒業後
就職先
職歴

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

実地試験受験科目
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

様式第1号(イ) (規則第4条第1項)

履歴票

受験番号

ふりがな
氏名
本籍
現住所
勤務先

在学期間
卒業年月
卒業種別
卒業後
就職先
職歴

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

実地試験受験科目
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

様式第1号(ロ) (規則第4条第1項)

2級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

記載、登録したる検定試験機械施工管理の第二次検定である場合は、(受験科目)の欄に建設機械組合等施工工場のほかの検定科目を記載すること。
2. 数字は漢字数字を用い、ゼロは「0」。

履歴票

受験番号

ふりがな
氏名
本籍
現住所
勤務先

在学期間
卒業年月
卒業種別
卒業後
就職先
職歴

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

実地試験受験科目
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

様式第1号(ロ) (規則第4条第1項)

2級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

記載、登録したる検定試験機械施工管理の第二次検定である場合は、(受験科目)の欄に建設機械組合等施工工場のほかの検定科目を記載すること。
2. 数字は漢字数字を用い、ゼロは「0」。

履歴票

受験番号

ふりがな
氏名
本籍
現住所
勤務先

在学期間
卒業年月
卒業種別
卒業後
就職先
職歴

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

実地試験受験科目
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地
実地試験受験希望地

1級 技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関(代表者) 殿

年 月 日

氏 名

受験区分
受験科目
受験希望地

1 級 技 術 検 定 実 務 能 力 証 明 書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。 証明者

会社又は事業所名
所 在 地
氏 名

受 検 氏 名 生年月日 年 月 日 現 住 所 証明者との関係

申請者 本 籍 勤務先所在地 所属(部署名) 在職期間中の受検種目に係る実務経験年数

Table with columns for applicant name, birth date, residence, and a grid for work experience by company and job type.

受検種目に關する実務経験

実務経験年数の合計

上記実務経験のうち指導監督的実務経験の内容

Table for supervisory experience with columns for employee name, position, job name, and a grid for years of experience.

受検種目に關する指導監督的実務経験

指導監督的実務経験年数の合計

- 1 指導監督的実務経験(指導者)の種別は、建設技師、工事監理、技術調整、等、具体的に記入すること。
2 (ウ)所屬(部署名)は、各級(種目)ごとの「(ウ)所屬(部署名)の記入方法」を参照すること。
3 「従事した立廻りの種別」は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任、等、具体的に記入すること。

1 級 技 術 検 定 実 務 能 力 証 明 書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。 証明者

会社又は事業所名
所 在 地
氏 名

受 検 氏 名 生年月日 年 月 日 現 住 所 証明者との関係

申請者 本 籍 勤務先所在地 所属(部署名) 在職期間中の受検種目に係る実務経験年数

Table with columns for applicant name, birth date, residence, and a grid for work experience by company and job type.

受検種目に關する実務経験

実務経験年数の合計

上記実務経験のうち指導監督的実務経験の内容

Table for supervisory experience with columns for employee name, position, job name, and a grid for years of experience.

受検種目に關する指導監督的実務経験

指導監督的実務経験年数の合計

- 1 指導監督的実務経験(指導者)の種別は、建設技師、工事監理、技術調整、等、具体的に記入すること。
2 (ウ)所屬(部署名)は、各級(種目)ごとの「(ウ)所屬(部署名)の記入方法」を参照すること。
3 「従事した立廻りの種別」は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任、等、具体的に記入すること。

様式第3号(イ)〔規則第5条〕

日本産業規格A列5番

1級技術検定全部免除申請書										※番号
1級の技術検定の下記検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。										
国土交通大臣 指定試験機関代表者		殿		年 月 日		ふりがな 氏 名				
生 年 月 日	年 月 日	本 籍	現 住 所							
※免 除 番 号	受 検 種 目	免除を受けようとする検定		第二次検定・第二次検定		備 考				
検定の免除を受ける資格(直接関係のある試験、検定、免許)	名 称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日								
		年 月 日								
		年 月 日								

記載方法

1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。
4. 「免除を受けようとする検定」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。

様式第3号(イ)〔規則第5条〕

日本産業規格A列5番

1級技術検定試験全部免除申請書										※番号
1級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。										
国土交通大臣 指定試験機関代表者		殿		年 月 日		ふりがな 氏 名				
生 年 月 日	年 月 日	本 籍	現 住 所							
※免 除 番 号	受 検 種 目	免除を受けようとする試験		学科試験・実地試験		備 考				
試験の免除を受ける資格(直接関係のある試験、検定、免許)	名 称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日								
		年 月 日								
		年 月 日								

記載方法

1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。
4. 「免除を受けようとする試験」の欄は、免除を受けようするものを○で囲むこと。

1級技術検定一部免除申請書

※番号

1級の技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者

殿

年 月 日

ふりがな
氏 名

生 年 月 日	年 月 日	本 籍	現 住 所
年 令	満 年 年	受 検 種 目	
※免 除 番 号	検定科目		
免除を受けようとする 検定科目	備 考		
検定の免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	試験科目 名 称	試験科目 名 称	備 考
	年月日又は免許を受けた年月日	年月日又は免許を受けた年月日	

記載方法

1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。

1級技術検定試験一部免除申請書

※番号

1級の技術検定の下記の試験科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者

殿

年 月 日

ふりがな
氏 名

生 年 月 日	年 月 日	本 籍	現 住 所
年 令	満 年 年	受 検 種 目	
※免 除 番 号	検定科目		
免除を受けようとする 試験科目	備 考		
試験科目 名 称	試験科目 名 称	試験科目 名 称	備 考
	年月日又は免許を受けた年月日	年月日又は免許を受けた年月日	

記載方法

1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。

2級技術検定一部免除申請書

※番号

2級の技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者
殿
年 月 日
ふりがな
氏名

生年月日・年令	年 月 日生・満	年 月 月 本 籍	現住所
※免除番号			
免除を受けようとする 検定科目(1)	受験区分		
	受験種目		
	受験科目		
	受験区分		
免除を受けようとする 検定科目(2)	受験種目		
	受験種別		
	受験科目		
検定の免除を受ける資格に該当のある試験、検定、免許	名 称	試験区分は検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考

記載方法

- この用紙は1種目につき1枚を使用すること
- ※印のある欄には記載しないこと
- 数字は算用数字を用いること
- 受験しようとする種目が種別に細分されていない場合には、「免除を受けようとする検定科目(1)」の欄に免除を受けようとする検定科目を、受験区分及び受験種目ごとに記載すること
- 受験しようとする種目が種別に細分されている場合には、「免除を受けようとする検定科目(2)」の欄に免除を受けようとする検定科目と受験区分、受験種目及び受験種別ごとに記載すること

2級技術検定試験一部免除申請書

※番号

2級の技術検定の下記の試験科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者
殿
年 月 日
ふりがな
氏名

生年月日・年令	年 月 日生・満	年 月 月 本 籍	現住所
※免除番号			
受 検 種 目	受験種別		
	免除を受けようとする試験科目(1) (学科試験科目) (実地試験科目)	免除を受けようとする試験科目 (実地試験科目) (2)	
試験の免除を受ける資格に該当のある試験、検定、免許	名 称	試験区分は検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考

記載方法

- この用紙は1種目につき1枚を使用すること
- ※印のある欄には記載しないこと
- 数字は算用数字を用いること
- 受験しようとする種目が種別に細分されていない場合には、「受験種目の欄に受験しようとする種目を記載し、「免除を受けようとする試験科目(1)」の欄に免除を受けようとする試験科目を、試験区分ごとに記載すること
- 受験しようとする種目が種別に細分されている場合には、「受験種目の欄に受験しようとする種目を、「受験種別」の欄に受験しようとする種別をそれぞれ記載し、「免除を受けようとする試験科目(2)」の欄に免除を受けようとする試験科目を受検種別及び試験区分ごとに記載すること

様式第5号(イ) [規則第6条]

1級技術検定受検票

住所					
氏名					
受検種目			検定区分		
試験地			受検番号		
試験会場					

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号(イ) [規則第6条]

1級技術検定受検票

住所					
氏名					
試験地			受検番号 (受検番号)		
試験会場					

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号(ロ) [規則第6条]

(用紙B5)

2級技術検定受検票

住所			
氏名			
受検種目		検定区分	
試験地		受検番号	
試験会場			

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号(ロ) [規則第6条]

(用紙B5)

2級技術検定受検票

住所			
氏名			
試験地		受検番号 (受検番号)	
試験会場			

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号の2(イ) [規則第8条の2]

1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級の 第二次検定 合格証明書の交付を受けたので、関係書類を添付して申請します。 地方整備局長 北海道開発局長	
氏名	_____ 氏 名 _____
生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 生
現 住 所	_____ 郵便番号(-) _____ _____ 電話番号() - _____
本 籍	_____
技術検定の種目	_____

22センチメートル

14センチメートル

記載方法
1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第5号の2(イ) [規則第8条の2]

1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級の 技術検定 合格証明書の交付を受けたので、関係書類を添付して申請します。 地方整備局長 北海道開発局長	
氏名	_____ 氏 名 _____
生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 生
現 住 所	_____ 郵便番号(-) _____ _____ 電話番号() - _____
本 籍	_____
技術検定の種目	_____

22センチメートル

14センチメートル

記載方法
1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第5号の2(ロ) [規則第8条の2]

2級技術検定合格証明書交付申請書	
2級の 第一次検定 第二次検定 合格証明書の交付を受けたので、関係書類を添付して申請します。 地方整備局長 北海道開発局長	
氏名	_____ 氏 名 _____
生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 生
現 住 所	_____ 郵便番号(-) _____ _____ 電話番号() - _____
本 籍	_____
技術検定の種目及び種別	_____

22センチメートル

14センチメートル

記載方法
1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第5号の2(ロ) [規則第8条の2]

2級技術検定合格証明書交付申請書	
2級の 技術検定 合格証明書の交付を受けたので、関係書類を添付して申請します。 地方整備局長 北海道開発局長	
氏名	_____ 氏 名 _____
生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 生
現 住 所	_____ 郵便番号(-) _____ _____ 電話番号() - _____
本 籍	_____
技術検定の種目及び種別	_____

22センチメートル

14センチメートル

記載方法
1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第6号(イ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番

番 号

1級技術検定(第一次検定)合格証明書

本籍
氏名

年 月 日生



建設業法の規定に基づく

に関する1級の第一次検定に合格した

ことを証し、1級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣



様式第6号(イ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番

番 号

1級技術検定合格証明書

本籍
氏名

年 月 日生



建設業法の規定に基づく

に関する1級の技術検定に合格した

ことを証し、1級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣



様式第6号(口) [規則第9条]

日本産業規格B列5番

番 号	<u>1級技術検定(第二次検定)合格証明書</u>
本籍 氏名	年 月 日生
写真	
建設業法の規定に基づき	に関する1級の第二次検定に合格した
ことを証し、1級	技士と称することを認める。
年 月 日	
国土交通大臣	
印	

様式第6号(口) [規則第9条]

日本産業規格B列5番

番 号	<u>2級技術検定合格証明書</u>
本籍 氏名	年 月 日生
写真	
建設業法の規定に基づき	に関する2級の技術検定に合格した
ことを証し、2級	技士と称することを認める。
年 月 日	
国土交通大臣	
印	

番 号

2級技術検定(第一次検定)合格証明書

本籍
氏名

年 月 日生



建設業法の規定に基づき に関する2級の第一次検定に合格した

ことを証し、2級 技士補と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

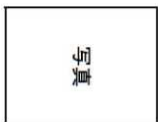


番 号

2級技術検定(第二次検定)合格証明書

本 籍
氏 名

年 月 日生



建設業法の規定に基づき に関する2級の第二次検定に合格した

ことを証し、2級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

	※ 番 号	
技術検定合格証明書書換申請書		
技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。		
地方整備局長 北海道開発局長	殿	
年 月 日	住 所	氏 名
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日 (2) 技術検定の種目、 <u>級、区分及び種別並びに</u> 技術検定合格証明書の番号 (3) 申請の理由		
(新本籍) 本籍の変更 (旧本籍) 氏名の変更 (旧氏名)		

	※ 番 号	
技術検定合格証明書書換申請書		
技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。		
地方整備局長 北海道開発局長	殿	
年 月 日	住 所	氏 名
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日 (2) 技術検定の種目、 <u>級及び種別並びに</u> 技術検定合格証明書の番号 (3) 申請の理由		
(新本籍) 本籍の変更 (旧本籍) 氏名の変更 (旧氏名)		

技術検定合格証明書再交付申請書 技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。	※ 番 号 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>
地方整備局長 北海道開発局長	殿
年 月 日	住 所
氏 名	氏 名
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日 (2) 技術検定の種目、級、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号 (3) 申請の理由	
合格証明書の再交付 手数料として納める 収入印紙をはる欄 申請者は消印をしないこと。	

技術検定合格証明書再交付申請書 技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。	※ 番 号 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>
地方整備局長 北海道開発局長	殿
年 月 日	住 所
氏 名	氏 名
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日 (2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号 (3) 申請の理由	
合格証明書の再交付 手数料として納める 収入印紙をはる欄 申請者は消印をしないこと。	

(地方整備局組織規則の一部改正)

第三条 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第六条 企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二四 (略)</p> <p>二五 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設機械施工管理の技術検定に関する事。</p> <p>二六 一 三二 (略)</p> <p>(建設部の所掌事務)</p> <p>第七条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 四 (略)</p> <p>五 建設業法の規定による技術検定(建設機械施工管理に係るものを除く。)に関する事。</p> <p>六 一 四八 (略)</p> <p>(施工企画課の所掌事務)</p> <p>七九 条の二 施工企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 五 (略)</p> <p>六 建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関する事。</p> <p>七 (略)</p> <p>(計画・建設産業課の所掌事務)</p> <p>八十一 条 計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 五 (略)</p> <p>六 建設業法の規定による技術検定(建設機械施工管理に係るものを除く。)及び浄化槽設備士に関する事。</p> <p>七 一 二六 (略)</p>
改正前	<p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第六条 企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二四 (略)</p> <p>二五 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設機械施工の技術検定に関する事。</p> <p>二六 一 三二 (略)</p> <p>(建設部の所掌事務)</p> <p>第七条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 四 (略)</p> <p>五 建設業法の規定による技術検定(建設工事用機械に係るものを除く。)に関する事。</p> <p>六 一 四八 (略)</p> <p>(施工企画課の所掌事務)</p> <p>七九 条の二 施工企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 五 (略)</p> <p>六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関する事。</p> <p>七 (略)</p> <p>(計画・建設産業課の所掌事務)</p> <p>八十一 条 計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 五 (略)</p> <p>六 建設業法の規定による技術検定(建設工事用機械に係るものを除く。)及び浄化槽設備士に関する事。</p> <p>七 一 二六 (略)</p>

(北海道開発局組織規則の一部改正)

第四条 北海道開発局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十二号)を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(機械課の所掌事務)</p> <p>第三十八条 機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。</p> <p>七 (略)</p> <p>(建設産業課の所掌事務)</p> <p>第三十九条 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 建設業法の規定による技術検定(建設機械施工管理に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>六 十八 (略)</p>
改正前	<p>(機械課の所掌事務)</p> <p>第三十八条 機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。</p> <p>七 (略)</p> <p>(建設産業課の所掌事務)</p> <p>第三十九条 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 建設業法の規定による技術検定(建設工事用機械に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>六 十八 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 第一次検定又は第二次検定を受けようとする者は、一部施行日前においても、第二条による改正後の施工技術検定規則（以下「新施工技術検定規則」という。）第四条第一項又は第四条の二第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、国土交通大臣（技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、新施工技術検定規則第四条第二項若しくは第四条の二第二項の規定の例により、書面の提出を求めることができる。

2 第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第五条の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、前二項の規定による申請があつた場合には、一部施行日前においても、新施工技術検定規則

第六条の規定の例により、受検票の交付をすることができる。